別紙２

施工体制（主任監督員）

考査項目別運用表解説版

考査項目	細　別				b	c	d	e	
1. 施工体制		標	簡	小	施工体制が適切である。	他の事項に該当しない。	施工体制がやや不備である。	施工体制が不備である。	
					「評価対象項目」	地方自治体運用		「評価対象項目」	地方自治体運用
	Ⅰ.施工体制一般	○		○	□　作業分担の範囲が施工体制台帳、施工体系図で確認できる。（小規模：作業分担の範囲が確認でき現場とも一致している。）	原則として、施工体制台帳及び施工体系図を作成している工事は加点「レ」し、作成の必要があるのにされていない場合は空白□とする。下請金額総額3000万円（建築一式4500万円）未満の工事は評価項目の対象としない。		□　施工体制が不備であり、監督職員から文書により改善指示を行った。	再三（○回以上）改善指示の文書を出した。 ※回数は、各自治体の実態をふまえ決定する。 ※原則として、左記に該当すれば「e」と評価する。
		○	○		□　工事カルテの登録は、監督職員の確認を受けた上で契約後10日以内に行われている。	原則として当初請負代金額500円万以上の工事で、契約時の登録申請をしている工事は加点「レ」し、登録の必要があるのにされていない場合は空白□とする。500万円未満の工事は評価項目の対象としない。なお、自治体の実情に応じ変更登録も対象として適切に評価してもよい。			
		○			□　品質証明では品質証明員及び資格が確認でき、品質証明の時期・確認項目が、工事全般にわたり、よく把握されている。	軽微な工事（当初契約金額○○万円未満）については評価項目の対象としない。自治体の実情に応じ、ISOなどの他の制度等により品質証明が確認できる場合は、評価してもよい。			
		○	○	○	□　建設業退職金共済制度の主旨を作業員等に説明するとともに、証紙の購入が適切に行われ、配布が受け払い簿等により適切に把握されている。	下請けが他の退職制度に加入しているなど証紙の購入が不要な現場に対して、「証紙購入不要」の報告を受けた場合は評価項目の対象としない。			
		○			□　請負代金内訳書が契約後14日以内に提出されている。	契約書において提出が定められていない等、提出を求めていない場合は評価項目の対象としない。			
		○			□　施工体制台帳、施工体系図が整備され施工体系図も現場に掲げられ、現場と一致している。	原則として、施工体制台帳及び施工体系図を作成しており現場に施工体系図が掲げてあり内容が現場と一致している工事は加点「レ」し、作成の必要があるのにされていない場合は空白□とする。下請金額総額3000万円（建築一式4500万円）未満の工事は評価項目の対象としない。			
		○	○	○	□　工事規模に応じた人員、機械配置の施工となっている。	過剰または、過少な人員・機械配置での施工が見られた場合のみ空白□とし、それ以外の場合は加点「レ」として扱う。			
		○	○	○	□　緊急指示等に対する対応が速やかである。	該当がなければ、評価項目の対象としない。			
		○			□「施工プロセス」チェックで、指摘事項が無かった。または指摘事項に対する改善が速やかに（次回）実施された。				
			○	○	□　施工体制一般について、指摘事項がなかった。または、指摘事項に対する改善が速やかに（次回）実施された。				
		○	○	○	□　その他 理由	※評価項目に加える場合は、必ず理由を記入する。			
					該当項目が80%程度以上・・・・・・・ b 該当項目が60%～80%程度・・・・・・ c 該当項目が60%程度以下・・・・・・・ d ①　当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③　評価値（　　　%）＝（　　）評価数／（　　）対象評価項目数 ④　なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする				

考査項目	細別				a	b	c	d	e	
		標	簡	小	技術者が適切に配置されている	技術者がほぼ適切に配置されている。	他の事項に該当しない。	技術者の配置がやや不備である。	技術者の配置が不備である。	
					「評価対象項目」		地方自治体運用		「評価対象項目」	地方自治体運用
	Ⅱ.配置技術者（現場代理人等）	○	○	○	□　現場代理人として、工事全体の把握ができている。（小規模：現場代理人として、工事全体の把握ができており、また、発注者とのコミュニケーションが適切にとられている。）		監督職員との打合せ、連絡調整、段階検査等の対応が、責任ある受け答えが出来ていれば加点「レ」する。		□　現場代理人等の技術者配置が不備で、監督職員から文書により改善指示を行った。	再三（○回以上）改善指示の文書を出した。 ※回数は、各自治体の実態をふまえ決定する。 ※原則として、左記に1項目でも該当があれば「d」と評価する。 ※2項目とも該当した場合は「e」と評価する。
		○			□　現場代理人として、監督職員との連絡調整を書面で行っている。		工事打合せ簿、その他の連絡調整が書面で行われているか。書面による連絡調整が不要と判断する工事は評価項目対象としない。（メール等の補助手段は、監督職員が書面扱いと認めた場合のみ適用する。）			
		○	○	○	□　書類整理、資料整理が適切に処理されている。（小規模：工事内容を理解したうえで、現場での臨機の対応ができている。また、良好な施工に努め、必要な工事書類が整理されている。）		見やすく、美しく整理されているかどうか。原則として評価項目対象から外さない。		□　専門技術者が配置されていない。	
		○			□　施工に先だち、創意工夫または提案をもって工事を進めている。		書面（打合せ簿、施工計画書、施工図等）による創意工夫、提案があれば加点「レ」し 、なければ評価項目の対象としない。			
		○	○		□　契約書、設計図書、指針等を良く理解し、現場に反映して工事を行っている。		理解度が極端に悪い場合のみ空白□とし、普通の理解力であれば加点「レ」する。原則として評価項目対象から外さない。			
		○	○	○	□　設計図書の照査が十分で現場との相違があった場合は適切に対応している。		相違があり適切に対応していれば加点「レ」する。適切な処理がなされなかった事により手戻りが生じた場合のみ空白□とし、それ以外のときは全て評価項目の対象としない。各自治体において、照査ガイドライン等による運用があれば、その活用実態により評価することもできる。相違がない場合でも、照査を実施していることを確認できれば、加点「レ」する。			
		○	○		□　作業環境、気象、地質条件等の困難克服に努めている。		苦情、手戻り等があった場合のみ空白□とし、それ以外は加点「レ」する。原則として評価項目対象から外さない。			
		○			□　下請の施工体制、施工状況を把握し、部下等共によく指導している。		下請の有無にかかわらず、日々施工状況を把握しているか確認出来れば加点「レ」する。			
		○	○	○	□　主任技術者又は、監理技術者として技術的判断に優れ、良好な施工に努めた。（小規模：法令上必要な技術者等（主任技術者、作業主任者、専門技術者）を必要に応じ配置している。）		手戻り、手直しが有れば空白□とし、現場が良くて技術者が優秀な場合は加点「レ」する。原則として評価項目対象から外さない。			
		○	○	○	□　作業主任者を選任し配置している。		作業主任者を配置しなければならない現場で、施工計画書の安全管理にかかる項に記載されており、作業箇所に作業　主任者の標識が掲示され、又作業主任者本人に資格者証の提示を求め、確認できれば加点「レ」とし、配置を要しない現場の場合は、評価項目の対象としない。（※例、足場の組立等、型枠支保工の組立等、地山の掘削、土留め支保工などの作業主任者）			
		○	○		□　専門技術者を専任し、配置している。		土木一式工事または建築一式工事を施工する場合において、これらの一式工事の内容である他の建設工事（専門工事）を自ら施工しようとするときは、当該専門工事に関し資格を有する者を置くものとする。なお、主任技術者または監理技術者が当該専門工事の資格を有していれば、専門技術者を兼ねることが出来る。専任が必要な工事で、選任届等が提出され、現場で確認できれば加点「レ」とし、配置を要しない現場の場合は、評価項目の対象としない。			
		○			□「施工プロセス」チェックで指摘事項が無かった。また指摘事項に対する改善が速やかに（次回）実施された。					
			○	○	□　配置技術者について、指摘事項がなかった。または、指摘事項に対する改善が速やかに（次回）実施された。					
		○	○	○	□　その他 理由		※評価項目に加える場合は、必ず理由を記入する。			
					該当項目が90%程度以上・・・・・ a 該当項目が80%～90%程度・・・・ b 該当項目が60%～80%程度・・・・ c 該当項目が60%程度以下・・・・・ d ①　当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③　評価値（　　　%）＝（　　）評価数／（　　）対象評価項目数 ④　なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする					

考査項目	細別	標	簡	小	b	c	d		e
2. 施工状況					施工管理が適切である。	他の事項に該当しない。	施工管理がやや不備である。		施工管理が不備である。
					「評価対象項目」	地方自治体運用		「評価対象項目」	地方自治体運用
	Ⅰ.施工管理	○	○	○	□ 工事請負契約書約款または契約書○条第○項第○号から○号に係わる設計図書の照査を行い、監督職員の確認を受けて施工を行っている。（小規模：施工に先立ち現場条件を反映した施工計画が提案され、現場においても概ね一致している。）	照査結果について照査報告書の提出、または、施工計画書、工事打合せ簿等よる報告もないままで施工を行っている場合のみ空白□とし、それ以外は加点「レ」する。原則として評価項目対象から外さない。各自治体において、照査ガイドライン等による運用があれば、その活用実態により評価することもできる。		□ 設計図書と適合しない箇所があり、文書により改造請求を行った。 □ 施工計画書が工事着手前に提出されていない。 □ 定められた工事材料の検査義務を怠り、破壊検査を行った。 □ 契約図書に基づく施工上の義務につき、監督職員から文書により改善指示を行った。	再三（○回以上）改善指示の文書を出した。 ※回数は、各自治体の実態をふまえ決定する。 ※原則として、左記に1項目でも該当があれば「d」と評価する。 ※2項目以上あれば「e」と評価する。
		○	○		□ 施工計画書と現場施工方法が一致している。	当初の施工計画書に対して変更があった場合、施工の事前に、重大な変更は施工計画書の見直し、軽微な変更は打合せ簿等により処理されていれば加点「レ」とし、なされていなければ空白□と する。原則として評価項目対象から外さない。			
		○			□ 施工計画書と現場の施工体制等が一致している。	施工計画書と組織実態が一致していれば加点「レ」し、一致していない場合は空白□とする。			
		○	○		□ 施工計画書の内容が設計図書の内容及び現場条件を反映したものとなっている。	設計図書の内容及び現場条件を反映したものとなっている場合は、加点「レ」し、反映されていない場合は空白□とし、原則として評価項目対象から外さない。			
		○			□ 工事材料の使用及び調達計画が十分なされ、管理されている。	施工計画書の材料についての記載のとおり調達・管理を行っている場合は加点「レ」とし、材料の調達が必要ない場合は評価項目の対象としない。それ以外は空白□とする。			
		○			□ 品質確保のための対策が見られる。	施工計画（施工管理計画）の品質管理項目で品質確保のための特別な対策、独自の工夫等が明記されている場合などについて加点「レ」とし、簡易計画書については評価項目の対象としない。それ以外は空白□とする。			
		○			□ 日常の出来形管理が適時、的確に行われている。	出来形管理表（出来形管理基準及び規格値等）及び写真管理項目（出来形管理写真等）に基づき管理されていれば加 点「レ」とする。			
		○			□ 日常の品質管理が適時、的確に行われている。	品質管理表（試験区分、試験項目、試験方法、試験基準等）及び写真管理項目（撮影項目、撮影時間）に基づき管理 されていれば加点「レ」とする。			
		○	○		□ 現場内での整理整頓が日常的になされている。	場内の整理整頓の状態を常に観察し判断する。原則として評価項目対象から外さない。			
		○	○		□ 使用材料等の品質保証書等または工事記録写真等が適切に整理されている。	契約図書により品質保証を要求したものにつき書面が整理され提出されている場合は、加点「レ」し、反映されていない場合は空白□とし、原則として評価項目対象から外さない。また必要に応じ施工記録写真の貼付も確認する。			
		○			□ 現場でのイメージアップに積極的に取り組んでいる。	企業努力の範囲内で評価する。加点「レ」又は評価項目の対象としない。空白□はない。			
		○			□ 立会確認の手続きが事前になされている。	事前に立会確認（段階確認以外）願いが書面または、口頭での報告が適宜されていれば加点「レ」とする。			
		○	○		□ 工事記録の整備が適時、的確になされている。	工事記録（打合せ簿、品質管理、出来形管理、写真管理等および監督職員が重要と判断しているもの）が適時、的確になされている場合は、加点「レ」し、反映されていない場合は空白□とし、原則として評価項目対象から外さない。			
		○	○	○	□ 建設廃棄物及びリサイクルへの取り組みが適切にされている。	施工計画に則り、処理が適切でマニフェスト等により確認出来れば加点「レ」とし、一般廃棄物（飲料空き缶、弁当がら等）については、現場の日常的な整理整頓で考査する。			
		○	○	○	□ 工事全体で使用機械、車両等で低騒音、排出ガス対策機械を使用している。	現場で、主要な建設機械が低騒音、排出ガス対策機械を使用していれば加点「レ」する。していなければ空白□とする。原則として評価項目対象から外さない。			
		○	○	○	□ 段階確認、立会の申請が適切な時期に行われている。	事前に段階確認書または、口頭により予定時期が報告され、実施されていれば加点「レ」とし、報告がない場合は空白□とし、原則として評価項目対象から外さない。			
		○			□ 「施工プロセス」チェックで指摘事項が無かった。また指摘事項に対する改善が速やかに（次回）実施された。				
			○	○	□ 施工管理について、指摘事項がなかった。または、指摘事項に対する改善が速やかに（次回）実施された。				
		○	○	○	□ その他 理由	※評価項目に加える場合は、必ず理由を記入する。			
					該当項目が80%程度以上・・・・・ b 該当項目が60%～80%程度・・・・ c 該当項目が60%程度以下・・・・・ d ① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値（ %）＝（ ）評価数／（ ）対象評価項目数 ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする				

考査項目	細別	標	簡	小	a	b	c	d		e
2. 施工状況					工程管理が適切である。	工程管理がほぼ適切である。	他の事項に該当しない。	工程管理がやや不備である。		工程管理が不備である。
					「評価対象項目」		地方自治体運用		「評価対象項目」	地方自治体運用
	Ⅱ.工程管理	○			□ フォローアップ等を実施し、工程の管理を行っている。		施工時において、工程表を作成し、適宜工程の把握に努めている場合は加点「レ」とし。作成されて いない場合で工期内に完成した場合は評価項目の対象としない。空白□はしない。		□ 請負者の責により工期内に工事を完成させなかった。（但し、改善指示による場合を除く） □ 自主的な工程管理がなされず、監督職員から文書により改善指示を行った。	※左記に該当があれば「e」と評価する。 再三（○回以上）改善指示の文書を出した。 ※回数は、各自治体の実態をふまえ決定する。 ※左記に該当があれば「d」と評価する。
		○			□ 時間制限・片側交互通行等の各種制約があるにもかかわらず工程の短縮を行った。		各種制約のある中スムーズに作業が行われていたら加点「レ」とし、制約のないものについては評価項目の対象としない。工期と混同しないこと。			
		○	○	○	□ 現場条件の変更への対応が積極的で処理が早く、また地元調整を積極的に行い円滑な工事進捗を行った。		現場の状況に応じて監督職員と協議し、対応しており地元に対しても、工程表を配布するなど理解を求めている場合は加点「レ」とし、実施していない場合は空白□とする。原則として評価項目対象から外さない。			
		○	○	○	□ 休日の確保を行っている。		適正工期、社会的要請、気象条件等の状況を踏まえ慎重に評価すること。			
		○	○	○	□ 工程表の内容が検討され充実している。		当初、実施工程表が提出されており、適宜修正が実施されていれば加点「レ」とし、それ以外は空白□とし、原則として評価項目対象から外さない。			
		○			□ 夜間や休日等の作業が少なく、余裕をもって工期前に完成した。		占用条件、道路使用条件等により、夜間施工等が必要である場合において計画通り良好に施工している場合は、夜間作業等が多くても加点「レ」する。			
		○			□ 現場事務所での工程管理を工程表やパソコン等を用いて、日常的に把握されている。		日々、工事の進捗を把握し、工期内に完成すれば加点「レ」とする。			
		○			□ 「施工プロセス」チェックで指摘事項が無かった。または指摘事項に対する改善が速やかに（次回）実施された。					
			○	○	□ 工程管理について、指摘事項がなかった。または、指摘事項に対する改善が速やかに（次回）実施された。					
		○	○	○	□ その他 理由		※評価項目に加える場合は、必ず理由を記入する。			
					該当項目が90%程度以上・・・・・ a 該当項目が80%～90%程度・・・・ b 該当項目が60%～80%程度・・・・ c 該当項目が60%程度以下・・・・・ d ① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値（ %）＝（ ）評価数／（ ）対象評価項目数 ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。					

考査項目	細別	標	簡	小	a ／ b	c ／ d	e	
2. 施工状況		標	簡	小	a 安全対策を適切に行った。／ b 安全対策をほぼ適切に行った。	c 他の事項に該当しない。／ d 安全対策がやや不備であった。	e 安全対策が不備であった。	
					「評価対象項目」	地方自治体運用	「評価対象項目」	地方自治体運用
	Ⅲ.安全対策	○			□　災害防止（工事安全）協議会等を設置し、1回／月以上活動し、記録が整備されている。	災害防止協議会等の実施が書面により確認できれば加点「レ」とし、それ以外は評価項目の対象としない。なお、空白□はしない。	□　安全対策の不備により重大な災害等を受けた。	※左記に該当があれば「e」と評価する。
		○			□　店社パトロールを1回／月以上実施し、記録が整備されている。	パトロールの実施が書面で確認できれば加点「レ」とし、それ以外は評価項目の対象としない。なお、空白□はしない。	□　安全管理に関する現場管理または防災体制が不適切であった。	※左記に該当があれば「d」と評価する。
		○		○	□　各種安全パトロールで指摘を受けた事項について、速やかに改善を図り、かつ関係者に是正報告している。（小規模：安全パトロール、安全教育等を実施し労働災害事故防止に努めている。）	指摘がなかった時、または指摘を受けたがその後の措置が適切であれば加点「レ」し、再三の改善命令が有れば空白□とし、それ以外は評価項目の対象としない。		
		○	○		□　安全教育・訓練等を4時間／月以上適時、的確に実施し、記録が整備されている。	契約図書（特記仕様書）に基づく安全教育・訓練等の実施が書面により確認できれば加点「レ」とし、それ以外は評価項目の対象としない。明らかに虚偽報告があれば空白□とする。		
		○	○	○	□　安全巡視、TBM、KY等を実施し、記録を整備されている。	安全施工サイクルを日常的に励行し、安全衛生日誌などの書面により確認できれば加点「レ」とし、それ以外は評価項目の対象としない。空白□はしない。		
		○	○	○	□　新規入場者教育を実施し、実施内容に現場の特性が十分反映され、記録が整備されている。	工事現場に関する教育資料等により確認できれば加点「レ」とし、確認できなければ空白□とする。原則として評価項目対象から外さない。		
		○			□　安全管理の臨機の措置を行った。	安全のために企業努力がなされていれば加点「レ」とし、それ以外は評価項目の対象としない。空白□はしない。		
		○			□　過積載防止に積極的に取り組んでいる。	啓発、PR、下請業者に対する指導等を行い、過積載の事実が確認できない場合は加点「レ」とし、過積載の事実が確認できた場合は空白□とする。		
		○	○	○	□　使用機械、車両等の点検整備等がなされ、管理されている。	持ち込み時点検、日常点検、法定検査の記録、取扱者の任命と表示などを確認できる場合は加点「レ」とする。		
		○	○	○	□　重機操作に際して、誘導員配置や重機と人の行動範囲の分離措置がなされている。	監督員が現場に臨み確認できれば加点「レ」とし、それ以外は空白□とする。重機作業がない場合は評価項目の対象としない。		
		○	○	○	□　山留め、仮締切等について、設置後の点検及び管理がチェックリスト等を用いて実施されている。	点検及び管理状況の記録（チェックリスト）が有れば加点「レ」とし、なければ評価項目の対象としない。不備により手戻り等が生じたときには空白□とする。		
		○	○	○	□　足場や支保工について、組立完了時や使用中の点検及び管理がチェックリスト等を用いて実施されている。	同上		
		○	○	○	□　工事現場における保安施設等の整備・設置・管理が的確であり、よく整備されている。	監督員が現場に臨み確認し、状況写真が整備されていれば加点「レ」とし、それ以外は評価項目の対象としない。空白□はしない。		
		○			□　「施工プロセス」チェックで指摘事項が無かった。また指摘事項に対する改善が速やかに（次回）実施された。			
			○	○	□　安全対策について、指摘事項がなかった。または、指摘事項に対する改善が速やかに（次回）実施された。			
		○	○	○	□　その他 理由	※評価項目に加える場合は、必ず理由を記入する。		
					該当項目が90%程度以上・・・・・ a 該当項目が80%～90%程度・・・・ b 該当項目が60%～80%程度・・・・ c 該当項目が60%程度以下・・・・・ d	①　当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③　評価値（　　%）＝（　）評価数／（　）対象評価項目数 ④　なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする		

考査項目	細別	標	簡	小	a ／ b	c ／ d	e	
2. 施工状況		標	簡	小	a 対外関係が適切であった。／ b 対外関係がほぼ適切であった。	c 他の事項に該当しない。／ d 対外関係がやや不備であった。	e 対外関係が不備であった。	
					「評価対象項目」	地方自治体運用	「評価対象項目」	地方自治体運用
	Ⅳ.対外関係	○	○	○	□　工事施工にあたり、関係官公庁等の関係機関と調整し、トラブルの発生がない。	調整協議の資料が有れば加点「レ」とし、資料がない場合は空白□とする。不要の場合は評価項目の対象としない。	□　関連工事との調整に関して、発注者の指示に従わなかったため、関連工事を含む工事全体の進捗に支障が生じた。	※左記に該当があれば「e」と評価する。
		○	○	○	□　工事施工にあたり、地元との適切な調整を行った。	地元と適切な調整をした事実が工事日誌等で確認できれば加点「レ」とし、何も調整した事実がない場合は、評価項目の対象としない。トラブルがあった場合は、空白□とする。	□　請負者の対応による苦情が多い。または対応が悪くトラブルがあった。	※左記に該当があれば「d」と評価する。
		○			□　苦情に対して的確に対応し、良好な対外関係であった。	苦情に対して的確に対応したら加点「レ」とし、発注者任せの対応なら空白□とする、苦情がなかったら評価項目の対象としない。	□　関係法令に違反する恐れがあったため、監督職員から文書により指示を行った。	再三（○回以上）改善指示の文書を出した。 ※回数は、各自治体の実態をふまえ決定する。 ※左記に該当があれば「d」と評価する。
		○	○	○	□　積極的な地元対策を実施し、第三者からの苦情なかった。または苦情によるトラブルが少なかった。	苦情がなければ加点「レ」とし、軽微な苦情は除くが苦情が再三なら空白□とする、原則として評価項目対象から外さない。		
		○	○	○	□　関連工事との調整を行い、関連工事を含む工事全体の円滑な進捗に寄与している。	打合せ記録等の確認ができれば加点「レ」とする。確認ができない場合は、空白□とする。単独工事の場合は評価項目の対象としない。※関連工事とは別途発注工事		
		○			□「施工プロセス」チェックで指摘事項が無かった。または指摘事項に対する改善が速やかに（次回）実施された。			
			○	○	□　対外関係について、指摘事項がなかった。または、指摘事項に対する改善が速やかに（次回）実施された。			
		○	○	○	□　その他 理由	※評価項目に加える場合は、必ず理由を記入する。		
					該当項目が90%程度以上・・・・・ a 該当項目が80%～90%程度・・・・ b 該当項目が60%～80%程度・・・・ c 該当項目が60%程度以下・・・・・ d	①　当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③　評価値（　　%）＝（　）評価数／（　）対象評価項目数 ④　なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。		

考査項目		標	簡	小	a	b	c	d		e	
出来形及び出来ばえ	出来形	標	簡	小	出来形管理が適切である。	出来形管理がほぼ適切である。	他の事項に該当しない。	出来形管理がやや不備である。		出来形管理が不備である。	
	●土木、建築工事				「評価対象項目」		地方自治体運用	「評価対象項目」	地方自治体運用	「評価対象項目」	地方自治体運用
	共通	○	○	○	□　出来形管理図または出来形管理表が適切にまとめられており、確認できる。		要求した竣工図、完成図書等の資料が有れば加点「レ」とし、なければ空白□とする。要求しない場合は評価項目の対象としない。	□　監督職員が文書で改善指示を行った。	再三（○回以上）改善指示の文書を出した。 ※回数は、各自治体の実態をふまえ決定する。 ※左記に該当があれば「d」と評価する。	□　契約書第○条○項に基づき破壊検査を行った。	※左記に該当があれば「e」と評価する。
		○	○	○	□　出来形測定において、不可視部分の出来形が写真で的確に確認できる。		不可視部分の必要写真の有無で判断する。				
		○	○	○	□　自社の管理基準を設定し、適切に管理している。		独自の社内基準（発注基準を上回るもの）等が有り、それにより達成されている、または、外れた場合の是正処置等が施工計画で明らかであれば加点「レ」する。独自基準はない場合は、適切に管理されていても評価項目の対象としない。管理が不適切の場合は空白□とする。				
		○	○	○	□　自社の写真管理基準等を設定し、創意工夫を持って適切に管理している。		独自の社内基準（発注基準を上回るもの）等が有りそれにより管理されていれば加点「レ」する。独自基準はないが適切に管理されていれば評価項目の対象としない。必要写真（寸法検測・数量確認・状況把握・機種、材料確認）の不足があれば空白□とする。				
		○	○	○	□　出来形の形状、寸法が設計値（設計図書）を満足し、バラツキが少ない。		設計値及び施工計画に基づいた数値が許容範囲内であり、完成時に確認できれば加点「レ」とする。				
		○	○		□　出来形の性能、機能が設計値（設計図書）を満足し、バラツキが少ない。		設計値及び施工計画に基づいた数値が許容範囲内であり、完成時に試験成績書等で確認できれば加点「レ」とする。				
		○	○	○	□　その他 理由		※評価項目に加える場合は、必ず理由を記入する。				
					該当項目が90%程度以上・・・・・ a 該当項目が80%～90%程度・・・・ b 該当項目が60%～80%程度・・・・ c 該当項目が60%程度以下・・・・・ d	①　当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③　評価値（　　%）＝（　）評価数／（　）対象評価項目数 ④　なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。					

<table>
<tr><td>考査項目</td><td>a</td><td>b</td><td>c</td><td colspan="2">d</td><td colspan="2">e</td></tr>
<tr><td rowspan="3">Ⅱ.品質</td><td colspan="2">□　品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足しばらつきが少ない。
※ばらつきの判断は別紙4【記入方法及び留意事項】を参照。</td><td>□　品質関係の試験結果が試験基準を満足し、a及びbに該当しない。</td><td colspan="2">□　品質関係の試験結果が規格値、試験基準を越えるものがあり、ばらつきが大きい。</td><td colspan="2">□　品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず品質が劣る。</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">①　品質の評定は、工事全般を通したものとする。

②　品質とは、設計図書に示された工事目的物の規格である。

③　品質管理とは、「土木工事施工管理基準」の試験項目、試験基準及び　規格値に基づく全ての段階における品質確保のための管理体系である。</td><td>地方自治体運用</td><td>「評価対象項目」</td><td>地方自治体運用</td><td>「評価対象項目」</td><td>地方自治体運用</td></tr>
<tr><td>①主たる工種によって評価する。多工種の場合は最大3工種に絞って評定できるものとする。

②なお、評価した工種名を必ず記述しておくこと。

③また、1工種においても数カ所の測定項目（○○管理基準（案）の品質管理基準）があるが、
それぞれの項目毎に（a、b、c、d、e）を判定し、その中で最もバラツキが悪いものをその工種の判定とする。

※ばらつきの判断は別紙4【記入方法及び留意事項】を参照。
試験結果の打点数等（試験基準数又は測定頻度数）が少なく、ばらつきの判断ができないとき（規格値内であるが、
試験基準・測定頻度の数以下の場合）、又は品質に関する試験が不要のときは、C評価とする。</td><td>□　監督職員が文書で改善指示を行った。</td><td>再三（○回以上）改善指示の文書を出した。
※回数は、各自治体の実態をふまえ決定する。
※ 上記項目に該当があれば・・・d</td><td>□　契約書第○条○項に基づき破壊検査を行った。</td><td>上記該当あれば・・・e</td></tr>
</table>

考査項目	細別	a	b	c	d	e
2. 施工状況	Ⅱ.工程管理	工程管理が非常に優れている	工程管理がやや優れている	他の事項に該当しない場合	工程管理がやや不備である。	工程管理が不備である。
		「評価対象項目」			地方自治体運用	
		□　災害復旧工事及び施工条件の変更等による工期的な制約がある中で余裕をもって工事を完成させた。 □　隣接する他の工事等との積極的な工程調整を行い、トラブルを回避した。 □　地元調整を積極的に行い、トラブルも少なく、工期内に工事を完成させた。 □　代休等を確保するなど、適切な人員管理と工程管理が地域住民に好印象を与えている。 □　配置技術者（現場代理人等）の積極的な工程管理の姿勢が見られた。 □　その他 理由 ※上記該当項目を総合的に判断して、a、b、c、d、e評価を行う。			※該当項目を現場への臨場、実施工程表、工事履行状況報告書及び施工体制書類などを基に総合的に判断して評価する。 ※評価項目に加える場合は、必ず理由を記入する。	

考査項目	細別	a	b	c	d	e
2. 施工状況	Ⅲ.安全対策	安全対策が非常に優れている	安全対策がやや優れている	他の事項に該当しない。	安全対策がやや不備である。	安全対策が不備である。
		「評価対象項目」			地方自治体運用	
		□　建設労働災害、公衆災害の防止への努力が顕著である。 □　安全衛生管理体制を確立し、組織的に取り組んでいる。 □　安全衛生管理活動が活発で他の模範となっている。 □　安全管理に関する技術開発や創意工夫に取り組んでいる。 □　安全協議会活動に積極的に取り組むなど、リーダーシップを発揮している。 □　安全職場実現への取り組みが地域全体から評価されている。 □　その他 理由 ※上記該当項目を総合的に判断して、a、b、c、d、e評価を行う。			※安全対策：該当項目を現場への臨場、工事写真及び安全衛生関係書類などを基に総合的に判断して評価する。 特定元方事業者として作業間の連絡調整を行っている等の事実があれば評価する。 ※評価項目に加える場合は、必ず理由を記入する。	

考査項目	細別	a	b	c
6. 社会性等	Ⅰ　地域への貢献等	地域への貢献が非常に優れている	地域への貢献がやや優れている	他の事項に該当しない場合
		「評価対象項目」		地方自治体運用
		□　河川、海岸等の環境保全を具体的に実施した。 □　国立公園や県立公園等及び周辺地域等の環境保全、貴重種等の動・植物への保護等に積極的に取り組んだ。 □　現場事務所や作業現場の環境を周辺地域との景観に合わせる等、積極的に周辺地域との調和を図った。 □　定期的に広報紙や現場見学会等を実施して、積極的に地域とのコミュニケーションを図った。 □　地域生活に密着したゴミ拾い、道路清掃等のボランティア活動等へ積極的に参加し、地域に貢献した。 □　災害時等に地域への援助・救援活動に積極的に協力した。 □　その他 理由 ※上記該当項目を総合的に判断して、a、b、c評価を行う。		※地域への貢献等:該当項目を現場への臨場、工事写真及びその他関係書類などを基に総合的に判断して評価する。 現場周辺の清掃活動等は、自治体の実情に合わせ回数・内容等を考慮して評価する。 ※評価項目に加える場合は、必ず理由を記入する。

※地域への貢献等とは、工事の施工にともなって、地域社会や住民に対する配慮等の貢献について、加点評価する。

考査項目	細別	標	簡	小	a / b「評価対象項目」	c 地方自治体運用	d「評価対象項目」	e 地方自治体運用
					a 施工管理が優れている / b 施工管理がやや優れている。	c 他の事項に該当しない。	d 施工管理がやや不備である。	e 施工管理が不備である。
2. 施工状況	Ⅰ.施工管理	○	○	○	□ 工事請負契約書約款または契約書○条第○項第○号から○号に係わる設計図書の照査を行い、監督職員の確認を受けて施工を行っている。（小規模：施工に先立ち現場条件を反映した施工計画が提案されて施工を行っている。）	照査結果について照査報告書の提出、または、施工計画書、工事打合せ簿等よる報告もないまま施工を行っている場合のみ空白□とし、それ以外は加点「レ」する。原則として評価項目対象から外さない。各自治体において、照査ガイドライン等による運用があれば、その活用実態により評価することもできる。	□ 設計図書と適合しない箇所があり、文書により改造請求を行った。 □ 契約図書に基づく施工上の義務につき、検査職員から文書により指示を行った。	再三（○回以上）改善指示の文書を出した。 ※回数は、各自治体の実態をふまえ決定する。 ※原則として、左記に1項目でも該当があれば「d」と評価する。 ※2項目以上あれば「e」と評価する。
		○	○	○	□ 施工計画書と現場施工方法が一致している。	当初の施工計画書に対して変更があった場合、施工の事前に、重大な変更は施工計画書の見直し、軽微な変更は打合せ簿等により処理されていて施工方法と施工計画書が一致していれば加点「レ」とし、それ以外は空白□とする。原則として評価項目対象から外さない。		
		○			□ 工事材料の資料の整理及び確認がなされ、管理されている。	施工計画書の材料についての記載のとおり調達・管理を行っている場合は加点「レ」とし、それ以外は空白□とする。材料の調達が必要ない場合は評価項目の対象としない。		
		○			□ 品質確保のための対策など施工に関する独自の工夫がみられる。	施工計画（施工管理計画）の品質管理項目で品質確保のための特別な対策、独自の工夫等が明記されている場合などについて加点「レ」とし、明記がない場合は空白□とする。簡易計画書については評価項目の対象としない。		
		○			□ 見本または工事記録写真等の整理に工夫がみられる。	契約図書により品質保証を要求したものにつき書面が整理され提出されているかを確認し工夫されている場合などについて加点「レ」とし、工夫がない場合は空白□とする。必要に応じ施工記録写真の貼付も確認する。対象がない場合は評価項目の対象としない。		
		○	○	○	□ 段階確認・立会の申請が適切な時期に行われている。	事前に立会確認願いが書面または、口頭での報告が適宜されていれば加点「レ」とし、されていない場合は空白□とする。原則として評価項目対象から外さない。		
		○	○		□ 工事記録の整備が適時、的確になされている。	工事記録（打合せ簿、品質管理、出来形管理、写真管理等および監督職員が重要と判断しているもの）が適時、的確になされていれば加点「レ」とし、されていない場合は空白□とする。原則として評価項目対象から外さない。		
		○	○	○	□ リサイクルへの取り組みが適切になされている。	施工計画に則り、処理が適切でマニフェスト等により確認出来れば加点「レ」とし、確認できない場合は空白□とする。一般廃棄物（飲料空き缶、弁当がら等）については、現場の日常的な整理整頓で考査する。		
		○	○	○	□ 建退共の証紙が適切に配布され管理されている。	建退共の証紙が適切に配布され管理されていることが確認出来れば加点「レ」とし、確認できない場合は空白□とする。下請けが他の退職制度に加入しているなど証紙の購入が不要な現場に対して、「証紙購入不要」の報告を受けた場合は評価項目の対象としない。		
		○			□ 作業分担と責任の範囲が書面で確認できる。	原則として、施工体制台帳及び施工体系図を作成している工事は加点「レ」し、作成の必要があるのにされていない場合は空白□とする。下請金額総額3000万円（建築一式4500万円）未満の工事は評価項目の対象としない。		
		○	○		□ 計画内容に変更が生じた場合は、その都度当該工事着手前に変更計画書を提出している。	その都度当該工事着手前に変更計画書を提出している場合は加点「レ」とし提出していない場合は空白□とし、計画内容に変更がない場合は、評価項目の対象としない。		
		○			□ 施工体制台帳、施工体系図が整備されている。	原則として、施工体制台帳及び施工体系図を作成しており現場に施工体系図が掲げてあり内容が現場と一致している工事は加点「レ」し、作成の必要があるのにされていない場合は空白□とする。下請金額総額3000万円（建築一式4500万円）未満の工事は評価項目の対象としない。		
		○			□ 施工計画書と現場の施工体制が一致している。	明確で工事完成書類として整理されたもので判断する。		
		○			□ 品質証明体制が確立され、有効に機能している。	軽微な工事（当初契約金額○○万円未満）については評価項目の対象としない。自治体の実情に応じ、ISOなどの他の制度等により品質証明が確認できる場合は、評価してもよい。		
		○	○		□ 施工計画書が工事着手前に提出され、所定の項目が記載されているとともに、設計図書の内容及び現場条件を反映したものとなっている。	施工計画書が工事着手前に提出され、所定の項目が記載されているとともに、設計図書の内容及び現場条件を反映したものとなっている場合は加点「レ」し、反映されていない場合は空白□とする。原則として評価項目対象から外さない。		
		○	○	○	□ 工事の関係書類及び資料整理がよい。	工事の関係書類及び資料整理がよい場合は、加点「レ」し、それ以外は空白□とし、原則として評価項目対象から外さない。		
		○			□ 社内の管理基準等が作成され管理している。	社内の管理基準等が作成され管理している場合は、加点「レ」し、それ以外は空白□とする。		
		○	○	○	□ その他 理由	※評価項目に加える場合は、必ず理由を記入する。		
					該当項目が90%程度以上・・・・・ a 該当項目が80%～90%程度・・・・ b 該当項目が60%～80%程度・・・・ c 該当項目が60%程度以下・・・・・ d ① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値（　　%）＝（　　）評価数／（　　）対象評価項目数 ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。			

考査項目					a	b	c	d		e	
出来形及び出来ばえ	出来形	標	簡	小	出来形管理が適切である。	出来形管理がほぼ適切である。	他の事項に該当しない。	出来形管理がやや不備である。		出来形管理が不備である。	
	●土木、建築工事				「評価対象項目」		地方自治体運用	「評価対象項目」	地方自治体運用	「評価対象項目」	地方自治体運用
	共通	○	○	○	□　出来形管理図または出来形管理表が適切にまとめられており、確認できる。		要求した竣工図、完成図書等の資料が有れば加点「レ」とし、なければ空白□とする。要求しない場合は評価項目の対象としない。	□　監督職員が文書で改善指示を行った。	再三（○回以上）改善指示の文書を出した。 ※回数は、各自治体の実態をふまえ決定する。 ※左記に該当があれば「d」と評価する。	□　契約書第○条○項に基づき破壊検査を行った。	※左記に該当があれば「e」と評価する。
		○	○	○	□　出来形測定において、不可視部分の出来形が写真で的確に確認できる。		不可視部分の必要写真の有無で判断する。				
		○	○	○	□　自社の管理基準を設定し、適切に管理している。		独自の社内基準（発注基準を上回るもの）等が有り、それにより達成されている、または、外れた場合の是正処置等が施工計画で明らかであれば加点「レ」する。独自基準はない場合は、適切に管理されていても評価項目の対象としない。管理が不適切の場合は空白□とする。				
		○	○	○	□　自社の写真管理基準等を設定し、創意工夫を持って適切に管理している。		独自の社内基準（発注基準を上回るもの）等が有りそれにより管理されていれば加点「レ」する。独自基準はないが適切に管理されていれば評価項目の対象としない。必要写真（寸法検測・数量確認・状況把握・機種、材料確認）の不足があれば空白□とする。				
		○	○	○	□　出来形の形状、寸法が設計値（設計図書）を満足し、バラツキが少ない。		設計値及び施工計画に基づいた数値が許容範囲内であり、完成時に確認できれば加点「レ」とする。				
		○	○		□　出来形の性能、機能が設計値（設計図書）を満足し、バラツキが少ない。		設計値及び施工計画に基づいた数値が許容範囲内であり、完成時に試験成績書等で確認できれば加点「レ」とする。				
		○	○	○	□　その他 理由		※評価項目に加える場合は、必ず理由を記入する。				
					該当項目が90%程度以上・・・・・ a 該当項目が80%～90%程度・・・・ b 該当項目が60%～80%程度・・・・ c 該当項目が60%程度以下・・・・・ d	①　当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③　評価値（　　%）＝（　）評価数／（　）対象評価項目数 ④　なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。					

施工体制（主任監督員）（１）

	解説
①	施工体制台帳及び施工体系図を適切に作成している工事は評価「レ」し、作成の必要があるのにしていない場合は空白「□」とする。下請金額総額3,000万円（建築一式4,500万円）未満の工事は施工計画書等による確認が出来れば評価する。削除はしない。
②	品質を管理するための体制(計画、検査、記録等)が明確になっている工事は評価「レ」し、なっていない場合は空白「□」とする。削除はしない。
③	安全を管理するための体制が明確になっている場合は評価「レ」し、なっていない場合は空白「□」とする。削除はしない。
④	施工体制台帳及び施工体系図又は施工計画書等による施工体制に関する記載の内容と現場が一致している場合は評価「レ」し、一致していない場合は空白「□」とする。削除はしない。
⑤	人員・機械配置が不適切で、工程の遅れが見られた場合のみ空白「□」とし、それ以外の場合は評価「レ」する。削除はしない。
⑥	建退共の趣旨が下請業者等に適切に説明され、建退共の対象者の有無が確認できていて、証紙の管理が適切に行われている場合又は下請業者等が他の退職金制度に加入しているなど証紙の購入が不要な現場に対して、「証紙購入不要」の報告を受けた場合は評価「レ」する。建退共の趣旨の説明を行わず、対象者の有無が確認できない場合及び対象者がいるのに配布していない場合、建退共の対象者がいないのに証紙を購入したのみの場合は空白「□」とする。削除はしない。
⑦	「施工プロセス」の「Ⅰ．施工体制一般」で指摘事項があり、改善が遅い場合や指摘事項が多い場合は空白「□」とする。「施工プロセス」チェックリストを使用していない場合は削除（対象を空白「□」）とする。
⑨	※その他を評価項目に加える場合は、必ず理由を記入する。適用以外は削除（対象を空白「□」）とする。

施工体制（主任監督員）（２）

	解説
①	工事内容を把握しており、監督職員との打合せ、段階検査等の対応が適切であれば評価「レ」し、適切でなければ空白「□」とする。削除はしない。
②	通知、報告、申出等が書面で行われていれば評価「レ」する。（メール等の補助手段は、監督職員が書面扱いと認めた場合のみ適用する。）削除はしない。
③	理解度が悪い場合のみ空白「□」とし、よく理解していれば評価「レ」する。削除はしない。
④	照査を実施していることを確認できた場合は評価「レ」する。照査が実施されなかった事により手戻りが生じた場合のみ空白「□」とする。削除はしない。
⑤	手戻り、手直し(簡易なものを除く。)があれば空白「□」とし、技術上の管理が適切に行われている場合は評価「レ」する。削除はしない。
⑥	見やすく整理されていれば評価「レ」しされていなければ空白「□」とする。削除はしない。
⑦	請負者の責による苦情、事故、手戻り等があった場合のみ空白「□」とし、それ以外は評価「レ」する。削除はしない。
⑧	下請の有無にかかわらず、施工状況を把握していることが確認出来れば評価「レ」し、出来なければ空白「□」とする。削除はしない。部下等とは、現場職員の他に下請業者を含む。
⑨	施工等に伴う創意工夫又は提案を行う等、施工性、品質向上のための努力・姿勢があれば評価「レ」すし、なければ空白「□」とする。削除はしない。品質等が向上したのであれば、別に「4. 高度技術」または「5. 創意工夫」でも評価できる。
⑩	選任が必要な工事で、通知書等が提出され、現場で確認できれば評価「レ」する。配置を要しない現場の場合は、削除（対象を空白「□」）とする。→※1
⑪	作業主任者を配置しなければならない現場は、施工計画書等に作業の種類及び氏名が記載されており、作業主任者本人に資格者証の提示を求め、確認できれば評価「レ」する。配置を要しない現場の場合は、削除（対象を空白「□」）とする。→※2
⑫	「施工プロセス」の「Ⅱ.配置技術者」で指摘事項があり、改善が遅い場合や指摘事項が多い場合は空白「□」とする。「施工プロセス」チェックリストを使用していない場合は削除（対象を空白「□」）とする。
⑬	※その他を評価項目に加える場合は、必ず理由を記入する。適用以外は削除（対象を空白「□」）とする。

※1　建築一式工事を施工する場合において、これらの一式工事の内容である他の建設工事（専門工事）を自ら施工しようとするときは、当該専門工事に関し資格を有する者を置くものとする。なお、主任技術者等が当該専門工事の資格を有していれば、専門技術者を兼ねることが出来る。

※2　作業主任者が必要な作業等は建築工事安全施工指針・同解説「資料3　作業主任者一覧表」を参照。）

施工状況（主任監督員）（１）

	解説
①	設計図書通りに施工できない事実を発見した場合は、工事打合せ簿等を作成し、発注者(監督職員を含む。)との協議により、現場変更または契約変更を適切に行っていれば評価「レ」する（又は現場変更等がなくても照査が適切に行われていた場合も評価する。）が、適切に処理していない場合は空白「□」とする。削除はしない。
②	施工計画書が工事着手前に提出され、設計図書の内容及び現場条件を反映したものとなっている場合は、評価「レ」し、記載不足や間違いが多い場合は空白「□」とする。削除はしない。
③	施工計画書等に出来形・品質確保のために確認する項目、検査時期、チェック表、工夫等が記載されている場合は評価「レ」し、記載がない場合は空白「□」とする。削除はしない。
④	施工計画書に記載された品質確保のための記載内容が、現場に反映されていれば評価「レ」し、反映されていなければ空白「□」とする。削除はしない。
⑤	施工報告書での報告が適時行われ、出来形及び品質管理が適切であれば評価「レ」し、適切でなければ空白「□」とする。削除はしない。
⑥	工事記録（工事打合せ簿、工事写真、材料搬入、施工報告、施工記録、試験記録等及び監督職員が指示したもの）が適時、的確に行われている場合は、評価「レ」すし、行われていなければ空白「□」とする。削除はしない。
⑦	材料・機材の承諾図が事前に提出され、必要な時に必要な量を手配及び搬入しており、用途に合った適切な使用をし、搬入から引き渡しまでの管理状況が良ければ評価「レ」し、良くなければ空白「□」とする。削除はしない。
⑧	施工計画書の記載内容が施工方法と一致していれば評価「レ」し、それ以外は空白「□」とする。削除はしない。
⑨	場内の整理整頓の状態を観察し、判断する。削除はしない。
⑩	主要な建設機械に低騒音、低振動及び排出ガス対策型建設機械を使用していれば評価「レ」する。していなければ空白「□」とする。重機等を使用しない場合または供給者側の問題で調達できない場合等で監督職員に事前に報告があった場合は削除（対象を空白「□」）とする。
⑪	契約図書に則り、建設廃棄物、残土等の処理が適切でマニフェスト等により確認出来れば評価「レ」し、出来なければ空白「□」とする。一般廃棄物（飲料空き缶、弁当がら等）については、現場の日常的な整理整頓で考査する。削除はしない。
⑫	企業努力の範囲内で評価する。（イメージアップの例：休憩所・水洗便所・シャワー室や夜間照明設備の設置等作業環境の改善、仮囲いのデザイン・フラワーボックスの設置等作業現場の美化、工事のPR）。改修工事等で取組ができない場合は削除（対象を空白「□」）とする。
⑬	関連工事及び現場状況と調整された施工図が、遅滞なく作成されていれば評価「レ」すし、されていなければ空白「□」とする。削除はしない。
⑭	適切な資格を持った社内検査員により適時、現場の検査が行われていれば評価「レ」し、行われていなければ空白「□」とする。削除はしない。
⑮	自社独自のチェックリスト等の管理基準やマニュアルを用いて、現場管理が日常的に行われていれば評価「レ」し、行われていなければ空白「□」とする。削除はしない。
⑯	「施工プロセス」の「Ⅰ．施工管理」で指摘事項があり、改善が遅い場合や指摘事項が多い場合は空白「□」とする。「施工プロセス」を使用していない場合は削除（対象を空白「□」）とする。
⑰	※その他を評価項目に加える場合は、必ず理由を記入する。適用以外は削除（対象を空白「□」）とする。

施工状況（主任監督員）（２）

	解説
①	工事着手前に実施工程表(工期全体の工程表)が提出されており、関連工事との調整が適切に行われていれば評価「レ」し、それ以外は空白「□」とする。削除はしない。
②	月間・週間工程表等で工事の進捗を把握していれば評価「レ」し、していなければ空白「□」とする。削除はしない。
③	工程のフォローアップを行っている場合又は工程の遅れがなく、フォローアップが不要な場合も評価「レ」し、行われていなければ空白「□」とする。削除はしない。
④	各種制約（作業時間の制限、車両通行規制等）のある中、スムーズに作業が行われた場合に評価「レ」し、制約がなかった場合については削除（対象を空白「□」）とする。
⑤	変更の状況に応じて監督職員と協議し、速やかに適切に対応している場合は評価「レ」し、対応が悪い場合は空白「□」とする。該当しない場合は削除（対象を空白「□」）とする
⑥	近隣住民（入居官署等を含む）に対して資料等を配布するなど工事に対する理解を求め、工程の調整を行った場合は評価「レ」し、実施していない場合は空白「□」とする。不要な場合は削除（対象を空白「□」）とする。
⑦	適正工期、社会的要請、気象条件等の状況を踏まえた上、休日の確保が行われている場合は評価「レ」し、行われていなければ空白「□」とする。削除はしない。
⑧	請負者の責による予定外の休日・夜間の作業がない場合は評価「レ」する。休日・夜間作業が発生した場合は空白「□」とする。削除はしない。
⑨	「施工プロセス」の「Ⅱ．工程管理」で指摘事項があり、改善が遅い場合や指摘事項が多い場合は空白「□」とする。「施工プロセス」を使用していない場合は削除（対象を空白「□」）とする。
⑩	※その他を評価項目に加える場合は、必ず理由を記入する。適用以外は削除（対象を空白「□」）とする。

施工状況（主任監督員）（3）

	解説
①	災害防止協議会等の実施が、書面により確認できれば評価「レ」し、確認できなければ空白「□」とする。削除はしない。
②	パトロールの実施が書面により確認できれば評価「レ」し、確認できなければ空白「□」とする。削除はしない。
③	安全確認事項が適切で指摘がない、または指摘を受けたがその後の措置が適切であれば評価「レ」し、安全確認事項が不適切、または再三の改善指示があれば空白「□」とする。削除はしない。
④	法令等に基づく安全教育・訓練等の実施が書面により確認できれば評価「レ」し、それ以外は空白「□」とする。削除はしない。
⑤	安全施工サイクルを日常的に励行し、安全衛生日誌などの書面により確認できれば評価「レ」する。削除はしない。
⑥	工事現場に関する教育資料等により確認できれば評価「レ」し、確認できなければ空白「□」とする。削除はしない。
⑦	安全のために現場の各工程において、その時その場に応じて、墜落・転落、飛来・落下、火災、感電等の対策を行っていれば評価「レ」する。行っていなければ空白「□」とする。削除はしない。
⑧	啓発、PR、下請業者に対する指導等を行い、過積載防止の記録が確認できた場合は評価「レ」し、それ以外は空白「□」とする。対象にならない場合は削除（対象を空白「□」）とする。
⑨	使用機械、工具等の持ち込み時点検、日常点検、法定検査の記録、取扱者の任命と表示などを確認できる場合は評価「レ」し、確認できなければ空白「□」とする。削除はしない。
⑩	監督員による臨場又は写真等で確認できれば評価「レ」し、それ以外は空白「□」とする。重機作業がない場合は削除（対象を空白「□」）とする。
⑪	点検及び管理状況の記録（チェックリスト等）があれば評価「レ」し、なければ空白「□」とする。山留め等がない場合は削除（対象を空白「□」）とする。
⑫	点検及び管理状況の記録（チェックリスト等）があれば評価「レ」し、なければ空白「□」とする。足場や支保工がない場合は削除（対象を空白「□」）とする。
⑬	監督員による臨場又は写真等で確認し、計画書や状況写真が整備されていれば評価「レ」し、それ以外は空白「□」とする。削除はしない。
⑭	「施工プロセス」の「Ⅲ．安全対策」で指摘事項があり、改善が遅い場合や指摘事項が多い場合は空白「□」とする。「施工プロセス」を使用していない場合は削除（対象を空白「□」）とする。
⑮	※その他を評価項目に加える場合は、必ず理由を記入する。適用以外は削除（対象を空白「□」）とする。

施工状況（主任監督員）（4）

	解説
①	調整協議の資料が適切であれば評価「レ」し、資料がない場合は空白「□」とする。調整等が不要の場合は削除（対象を空白「□」）とする。
②	適切な調整をした事実が記録等で確認できれば評価「レ」し、何も調整した事実がない場合は空白「□」とする。不要な場合は削除（対象を空白「□」）とする。
③	入居官署に対して、請負者として保守管理（取扱説明を含む）についての資料を整理し、十分な説明を行っている場合、評価「レ」する。資料がなく説明も行っていない場合は空白「□」とする。削除はしない。
④	近隣住民（入居官署を含む）から、苦情がなかった又は苦情に対して的確に対応した場合、評価「レ」する。不適切又は発注者任せの対策による対応であるか、軽微な苦情が再三ある場合は空白「□」とする。削除はしない。
⑤	関連工事業者との打合せ記録等の確認ができれば評価「レ」する。確認ができない場合は、空白「□」とする。単独工事の場合は削除（対象を空白「□」）とする。→※1
⑥	「施工プロセス」の「Ⅳ．対外関係」で指摘事項があり、改善が遅い場合や指摘事項が多い場合は空白「□」とする。「施工プロセス」を使用していない場合は削除（対象を空白「□」）とする。
⑦	※その他を評価項目に加える場合は、必ず理由を記入する。適用以外は削除（対象を空白「□」）とする。

※1　関連工事業者とは、下請業者及び別途発注工事業者

出来形及び出来ばえ(主任監督員)(1)

	解説
①	設計図書等に規定された製品・機器類の形状、寸法、数量、位置の出来形が承諾図、カタログ等により確認できれば評価「レ」し、確認できなければ空白「□」とする。削除はしない。
②	施工計画書、施工図、総合図(天井伏図、スリーブ図等)等により、出来形(形状、寸法、位置、数量、経路等)が確認できれば評価「レ」し、できなければ空白「□」とする。削除はしない。
③	施工の出来形に対する確認記録があり、内容が適切であれば評価「レ」し、適切でなければ空白「□」とする。削除はしない。
④	躯体・仕上げにおいては出来形が許容範囲内であることが確認できれば評価「レ」する。設備工事においては機器の設置位置、材料の施工寸法、配管及びダクトの経路等の適切さが確認できれば評価「レ」する。確認できなければ空白「□」とする。削除はしない。
⑤	埋設部分及び隠蔽部分等の不可視となる部分は、工事写真により確認できれば評価「レ」し、確認できなければ空白「□」とする。(撤去対象物を含む。)削除はしない。
⑥	撤去対象物の名称、数量、範囲等が関係資料により確認できれば評価「レ」し、確認できなければ空白「□」とする。(最低限マニフェストによる確認を行う。)該当しない場合は削除(対象を空白「□」)とする。
⑦	※その他を評価項目に加える場合は、必ず理由を記入する。適用以外は削除(対象を空白「□」)とする。

※1. 目的物の出来形の水準を評価すること。

※2. 出来形の対象として「製品・機材」と「施工が完了したもの」がある。

※3. 出来形の評価は、工事目的物の形状、寸法、位置、数量並びに出来形管理記録と設計図書を対比することにより技術的な評価を行うものとする。

出来形及び出来ばえ(主任監督員)(2)

	解説
①	設計図書等に規定された材料・製品の品質が承諾図、カタログ等で確認できれば評価「レ」し、できなければ空白「□」とする。削除はしない。
②	機材・製品、施工の品質確認を行っていることが書面等で確認できれば評価「レ」し、できなければ空白「□」とする。削除はしない。
③	施工の各段階における品質が施工計画書に記載された要領、管理方法等で確認できれば評価「レ」し、できなければ空白「□」とする。削除はしない。
④	各種構造の躯体工事における施工の品質が施工計画書に記載された要領、管理方法等を確認できれば評価「レ」し、できなければ空白「□」とする。躯体工事がない場合は削除(対象を空白「□」)とする。
⑤	内外仕上げ工事における施工の品質が施工計画書に記載された要領、管理方法等を確認できれば評価「レ」し、できなければ空白「□」とする。仕上げ工事がない場合は削除(対象を空白「□」)とする。
⑥	埋設部分、隠蔽部分等の不可視部分となる機材の材質、性能、機能等の適切さが工事写真により確認できれば評価「レ」し、できなければ空白「□」とする。削除はしない。
⑧	※その他を評価項目に加える場合は、必ず理由を記入する。適用以外は削除(対象を空白「□」)とする。

※1. 目的物の品質の水準を評価すること。

※2. 品質の対象として、「製品・機材」と「施工が完了したもの(システムを含む)」がある。

※3. 品質の検査は、工事目的物の品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比することにより技術的な評価を行うものとする。

※4. デザインビルド方式等で建築工事・電気設備工事・暖冷房衛生設備工事等が2工種以上複合している工事については、それぞれの工種毎に評価し、工事費内訳による加重平均などの方法によってよいものとする。

※5. (参考)品質の評価＝建築工事の評価該当率(%)×建築工事の工事比率＋電気設備工事の評価該当率(%)×電気設備工事の工事比率＋暖冷房衛生設備工事の評価該当率(%)×暖冷房衛生設備工事の工事比率

※6. 工事比率は必ず入力(小数点以下第2位まで)を入力する。

出来形及び出来ばえ（主任監督員）（3）

	解説
①	設計図書等に規定された機材の品質が承諾図(機器の耐震計算書を含む。)等で、規格がカタログ等で確認できれば評価「レ」し、できなければ空白「□」とする。削除はしない。
②	施工の各段階における、各種の試験や記録の内容が適切であれば評価「レ」し、適切でなければ空白「□」とする。削除はしない。
③	機材、施工の品質確認を行っていることが書面等で確認でき、その結果が良好であれば評価「レ」し、なければ空白「□」とする。削除はしない。
④	絶縁抵抗、耐電圧、動作試験等個々の施工に関する試験等に合格していることが試験成績書等で確認でき、適切な施工であれば評価「レ」し、適切でなければ空白「□」とする。削除はしない。
⑤	設計図書等に規定された性能及び機能(シーケンス、総合動作等)の確認方法に工夫があり、記録の内容が設計図書を満足していれば評価「レ」し、していなければ空白「□」とする。削除はしない。
⑥	埋設部分、隠蔽部分等の不可視部分となる機材の材質、性能、機能等の適切さが工事写真等により確認できれば評価「レ」し、できなければ空白「□」とする。削除はしない。
⑦	※その他を評価項目に加える場合は、必ず理由を記入する。適用以外は削除（対象を空白「□」）とする。

※1. 目的物の品質の水準を評価すること。

※2. 品質の対象として、「製品・機材」と「施工が完了したもの（システムを含む）」がある。

※3. 品質の検査は、工事目的物の品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比することにより技術的な評価を行うものとする。

※4. デザインビルド方式等で建築工事・電気設備工事・暖冷房衛生設備工事等が2工種以上複合している工事については、それぞれの工種毎に評価し、工事費内訳による加重平均などの方法によってよいものとする。

※5. （参考）品質の評価＝建築工事の評価該当率（%）×建築工事の工事比率＋電気設備工事の評価該当率（%）×電気設備工事の工事比率＋暖冷房衛生設備工事の評価該当率（%）×暖冷房衛生設備工事の工事比率

※6. 工事比率は必ず入力（小数点以下第2位まで）を入力する。

出来形及び出来ばえ（主任監督員）（4）

	解説
①	設計図書等に規定された機材の品質が承諾図(機器の耐震計算書を含む。)等で、規格がカタログ等で確認できれば評価「レ」し、できなければ空白「□」とする。削除はしない。
②	施工の各段階における、各種の試験や記録の内容が適切であれば評価「レ」し、適切でなければ空白「□」とする。削除はしない。
③	機材、施工の品質確認を行っていることが書面等で確認でき、その結果が良好であれば評価「レ」し、なければ空白「□」とする。削除はしない。
④	配管の試験(耐圧、水圧、通水等)、動作、絶縁抵抗等個々の施工に関する試験等に合格していることが試験成績書等で確認でき適切な施工であれば評価「レ」し、適切でなければ空白「□」とする。削除はしない。
⑤	設計図書等に規定された性能及び機能(空調温・湿度、監視制御、風量、水量、騒音値、飲料水水質等)の確認方法に工夫があり、記録の内容が設計図書を満足していれば評価「レ」し、していなければ空白「□」とする。削除はしない。
⑥	埋設部分、隠蔽部分等の不可視部分となる機材の材質、性能、機能等の適切さが工事写真等により確認できれば評価「レ」し、できなければ空白「□」とする。削除はしない。
⑦	※その他を評価項目に加える場合は、必ず理由を記入する。適用以外は削除（対象を空白「□」）とする。

※1. 目的物の品質の水準を評価すること。

※2. 品質の対象として、「製品・機材」と「施工が完了したもの（システムを含む）」がある。

※3. 品質の検査は、工事目的物の品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比することにより技術的な評価を行うものとする。

※4. デザインビルド方式等で建築工事・電気設備工事・暖冷房衛生設備工事等が2工種以上複合している工事については、それぞれの工種毎に評価し、工事費内訳による加重平均などの方法によってよいものとする。

※5. （参考）品質の評価＝建築工事の評価該当率（%）×建築工事の工事比率＋電気設備工事の評価該当率（%）×電気設備工事の工事比率＋暖冷房衛生設備工事の評価該当率（%）×暖冷房衛生設備工事の工事比率

※6. 工事比率は必ず入力（小数点以下第2位まで）を入力する。

高度技術（主任監督員）

解説
※1. 高度技術においては、「①建物規模等が評価技術力項目に該当する場合」、「②施工計画書に記載された事項」または「③事前に請負者から高度な技術力に関する資料が提出された事項」が評価対象項目に該当し、施工等に反映されていれば評価するものとする。
※2. 高度な技術力とは、工事全体を通して他の類似工事に比べて、特異な技術を要する必要があった技術を評定するものである。なお、「5. 創意工夫」との二重評価はしない。
※3. 詳細評価の記述にあたっては、総括監督官との合議とし、評価対象項目で分類し、評価する詳細な高度技術力を記述する。
※4. ［記入方法］ 該当する項目の口にレマークを記入する。
※5. レマークを付した評価対象項目について、具体的な評価内容を詳細評価内容欄に記述する。
※6. １評価対象項目につき2点を目安とし、合計点は最大13点とする。なお、1項目に複数の内容がある場合又対象範囲が広い場合は、それ以上の点数を与えてもよい。
※7. 特殊な工事で上記によれない場合は、該当評価対象項目数と重みを勘案して評価する。
※8. 「建物規模への対応」は、新築又は増築工事で評価技術の内容に該当する場合に評価する。改修工事においては、建物規模における全面的な工事を行う場合に適用とする。なお、評価技術が2項目以上該当する場合は、3点とする。
※9. NETIS登録技術の活用は、NETIS登録技術を「施工者希望型」で試行及び活用した場合に限る。
※10. その他を評価項目に加える場合は、必ず理由を記入する。適用以外は削除（対象を空白「口」）とする。

創意工夫（主任監督員）

解説
※1. 創意工夫においては、「①施工計画書に記載された事項」または「②事前に請負者から創意工夫に関する資料が提出された事項」が評価対象項目に該当し、施工等に反映されていれば評価するものとする。
※2. 創意工夫は、「実用新案・特許クラス」から「現場に適用した本当に些細な工夫ではあるが非常に役立つ軽微な工夫」まで様々なレベルがあるが、本項目ではではあるが、軽微なものでも評価する。
※3. 創意工夫は「4. 高度技術」で評価するほどではない技術力を評価し、記載する。高度技術との二重評価はしない。
※4. 創意工夫は「1. 施工体制」及び「2. 施工状況」においても評価対象とされるが、企業努力を引き立たせるため本考査項目でも再評価する。
※5. 評価対象項目の選定及び詳細評価内容の記述は、総括監督員との合議による。
※6. ［記入方法］ 該当する評価対象項目の口にレマークを記入する。
※7. レマークを付した評価対象項目について、評価内容及び効果があった項目(施工性、品質、安全性、作業環境等)を詳細評価内容欄に記述する。
※8. １評価対象項目につき1点を目安とするが、内容によってはそれ以上の点数を与えてもよい。
※9. 創意工夫の加点(合計点)は最大7点とする。
※10.その他を評価項目に加える場合は、必ず理由を記入する。適用以外は削除（対象を空白「口」）とする。

施工状況（総括監督員）（1）

	解説
①	実施工程表、施工報告書及び施工体制書類などを基に、総合的に判断して評価する。
②	調整協議の資料などを基に、総合的に判断して評価する。
③	調整協議の資料などを基に、総合的に判断して評価する。
④	実施工程表、施工報告書及び施工体制書類などを基に、総合的に判断して評価する。
⑤	※その他を評価項目に加える場合は、必ず理由を記入する。

施工状況（総括監督員）（2）

	解説
①	現場への臨場、工事写真及び安全衛生関係書類などを基に、総合的に判断して評価する。
②	現場への臨場、工事写真及び安全衛生関係書類などを基に、総合的に判断して評価する。
③	現場への臨場、工事写真及び安全衛生関係書類などを基に、総合的に判断して評価する。
④	現場への臨場、工事写真及び安全衛生関係書類などを基に、総合的に判断して評価する。
⑤	現場への臨場、工事写真及び安全衛生関係書類などを基に、総合的に判断して評価する。
⑥	※その他を評価項目に加える場合は、必ず理由を記入する。

社会性等（総括監督員）

	解説
①	自然災害・火災時等に人的協力、物資援助等を行っていることが臨場、工事写真等により確認できる場合は、総合的に判断して評価する。
②	河川・地下水・大気汚染の防止や動植物の保護等を行っていることが臨場、工事写真等により確認できる場合は、総合的に判断して評価する。
③	仮囲いのデザイン、フラワーボックスの設置、現場事務所の配置・形状・配色等の配慮が、臨場、工事写真等により確認できる場合、総合的に判断して評価する。
④	建設業のイメージアップや現場の進捗状況周知のための掲示板、回覧板、地域集会での報告、見学会の実施等が、臨場、工事写真等により確認できる場合、総合的に判断して評価する。
⑤	交通安全週間、火災予防週間、地域一斉清掃、除雪、地域のお祭りへの協力等が、臨場、工事写真等により確認できる場合、総合的に判断して評価する。
⑥	※その他を評価項目に加える場合は、必ず理由を記入する。

※地域への貢献等とは、工事の施工にともなって、地域社会や住民に対する配慮等の貢献について、加点評価する。

法令遵守等（総括監督員）

	解説
⑱	※「その他」の場合は、必ず理由を記入する。

施工状況（技術検査官）

	解説
①	設計図書通りに施工できない事実を発見した場合は、工事打合せ簿等を作成し、発注者(監督職員を含む。)との協議により、現場変更または契約変更を適切に行っていれば評価「レ」する（又は現場変更等がなくても照査が適切にに行われていた場合も評価する。）が、適切に処理していない場合は空白「口」とする。削除はしない。
②	施工計画書の内容が設計図書及び現場条件を反映したものとなっている場合は評価「レ」し、記載不足や間違いが多い場合は空白「口」とする。削除はしない。
③	施工計画書に出来形・品質確保のための対策、工夫等が記載されている場合は評価「レ」し、記載がない場合は空白「口」とする。削除はしない。
④	施工計画書等に当該工事に適合した独自の管理基準等が記載され、管理している場合は、評価「レ」し、それ以外は空白「口」とする。削除はしない。
⑤	工事記録（工事打合せ簿、工事写真、材料搬入、施工報告、施工記録、試験記録等）が適時、的確に行われている場合は、評価「レ」し、行われていない場合は空白「口」とする。削除はしない。
⑥	施工報告書での報告が適時行われ、出来形及び品質管理が適切であれば評価「レ」し、なければ空白「口」とする。削除はしない。
⑦	材料・機材の承諾図が事前に提出され、必要な時に必要な量を手配及び搬入しており、用途に合った適切な使用をし、搬入から引き渡しまでの管理状況が良ければ評価「レ」し、良くなければ空白「口」とする。削除はしない。
⑧	施工計画書の記載内容が適切であり、施工方法と施工計画書が一致していれば評価「レ」し、それ以外は空白「口」とする。削除はしない。
⑨	全体的に、工事の関係書類及び資料整理がよい場合は、評価「レ」し、それ以外は空白「口」とし、削除はしない。
⑩	契約図書に則り、処理が適切でマニフェスト等により確認出来れば評価「レ」し、出来なければ空白「口」とする。削除はしない。
⑪	適切な資格を持った社内検査員により適時、現場の検査が行われていれば評価「レ」し、行われていなければ空白「口」とする。削除はしない。
⑫	自社独自のチェックリスト等の管理基準やマニュアルを用いて、現場管理が日常的に行われていれば評価「レ」し、行われていなければ空白「口」とする。削除はしない。
⑬	※その他を評価項目に加える場合は、必ず理由を記入する。適用以外は削除（対象を空白「口」）とする。

出来形及び出来ばえ（技術検査官）（1）

	解説
①	設計図書等に規定された製品・機器類の形状、寸法、数量、位置の出来形が承諾図、カタログ等により確認できれば評価「レ」し、できなければ空白「口」とする。削除はしない。
②	施工計画書、施工図、総合図(天井伏図、スリーブ図等)等により、出来形（形状、寸法、位置、数量、経路等）が確認できれば評価「レ」し、できなければ空白「口」とする。削除はしない。
③	施工の出来形に対する確認記録があり、内容が適切であれば評価「レ」し、適切でなければ空白「口」とする。削除はしない。
④	躯体・仕上げにおいては出来形が許容範囲内であることが確認できれば評価「レ」する。設備工事においては機器の設置位置、材料の施工寸法、配管及びダクトの経路等の適切さが確認できれば評価「レ」し、できなければ空白「口」とする。削除はしない。
⑤	埋設部分及び隠蔽部分等の不可視となる部分は、工事写真により確認できれば評価「レ」し、できなければ空白「口」とする。(撤去対象物を含む。)削除はしない。
⑥	撤去対象物の名称、数量、範囲等が関係資料により確認できれば評価「レ」し、できなければ空白「口」とする。（最低限マニフェストによる確認を行う。）該当しない場合は削除（対象を空白「口」）とする。
⑦	※その他を評価項目に加える場合は、必ず理由を記入する。適用以外は削除（対象を空白「口」）とする。

※1．目的物の出来形の水準を評価すること。

※2．出来形の対象として「製品・機材」と「施工が完了したもの」がある。

※3．出来形の評価は、工事目的物の形状、寸法、位置、数量並びに出来形管理記録と設計図書を対比することにより技術的な評価を行うものとする。

出来形及び出来ばえ（技術検査官）（2）

	解説
①	設計図書等に規定された材料・製品の品質が承諾図、カタログ等で確認できれば評価「レ」し、できなければ空白「□」とする。削除はしない。
②	機材・製品、施工の品質確認を行っていることが書面等で確認できれば評価「レ」し、できなければ空白「□」とする。削除はしない。
③	施工の各段階における品質が施工計画書に記載された要領、管理方法等で確認できれば評価「レ」し、できなければ空白「□」とする。削除はしない。
④	各種構造の躯体工事における施工の品質が施工計画書に記載された要領、管理方法等を確認できれば評価「レ」し、できなければ空白「□」とする。躯体工事がない場合は削除（対象を空白「□」）とする。
⑤	内外仕上げ工事における施工の品質が施工計画書に記載された要領、管理方法等を確認できれば評価「レ」し、できなければ空白「□」とする。仕上げ工事がない場合は削除（対象を空白「□」）とする。
⑥	埋設部分、隠蔽部分等の不可視部分となる材料・製品、施工の適切さが工事写真により確認できれば評価「レ」し、できなければ空白「□」とする。削除はしない。
⑦	中間検査や既済検査で確認された良好な施工品質、創意工夫が完成検査時に継続して確認できれば評価「レ」し、できなければ空白「□」とする。中間検査や既済検査がない場合は削除（対象を空白「□」）とする。
⑧	※その他を評価項目に加える場合は、必ず理由を記入する。適用以外は削除（対象を空白「□」）とする。

※1. 目的物の品質の水準を評価すること。

※2. 品質の対象として、「製品・機材」と「施工が完了したもの（システムを含む）」がある。

※3. 品質の検査は、工事目的物の品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比することにより技術的な評価を行うものとする。

※4. デザインビルド方式等で建築工事・電気設備工事・暖冷房衛生設備工事等が2工種以上複合している工事については、それぞれの工種毎に評価し、工事費内訳による加重平均などの方法によってよいものとする。

※5. 工事比率は必ず入力（小数点以下第2位まで）を入力する。

※6. （参考）品質の評価＝建築工事の評価該当率（％）×建築工事の工事比率＋電気設備工事の評価該当率（％）×電気設備工事の工事比率＋暖冷房衛生設備工事の評価該当率（％）×暖冷房衛生設備工事の工事比率

出来形及び出来ばえ（技術検査官）（3）

	解説
①	設計図書等に規定された機材の品質が承諾図(機器の耐震計算書を含む。)等で、規格がカタログ等で確認できれば評価「レ」し、できなければ空白「□」とする。削除はしない。
②	施工の各段階における、各種の試験や記録の内容が適切であれば評価「レ」し、適切でなければ空白「□」とする。削除はしない。
③	機材、施工の品質確認を行っていることが書面等で確認できれば評価「レ」し、できなければ空白「□」とする。削除はしない。
④	絶縁抵抗、耐電圧、動作試験等個々の施工に関する試験等に合格していることが試験成績書等で確認でき、適切な施工であれば評価「レ」し、適切でなければ空白「□」とする。削除はしない。
⑤	設計図書等に規定された性能及び機能(シーケンス、総合動作等)の確認方法に工夫があり、記録の内容が設計図書を満足していれば評価「レ」し、満足していなければ空白「□」とする。削除はしない。
⑥	埋設部分、隠蔽部分等の不可視部分となる機材の材質、性能、機能等の適切さが工事写真等により確認できれば評価「レ」し、できなければ空白「□」とする。削除はしない。
⑦	中間検査や既済検査で確認された良好な施工品質、創意工夫が完成検査時に継続して確認できれば評価「レ」し、できなければ空白「□」とする。中間検査や既済検査がない場合は削除（対象を空白「□」）とする。
⑧	※その他を評価項目に加える場合は、必ず理由を記入する。適用以外は削除（対象を空白「□」）とする。

※1. 目的物の品質の水準を評価すること。

※2. 品質の対象として、「製品・機材」と「施工が完了したもの（システムを含む）」がある。

※3. 品質の検査は、工事目的物の品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比することにより技術的な評価を行うものとする。

※4. デザインビルド方式等で建築工事・電気設備工事・暖冷房衛生設備工事等が2工種以上複合している工事については、それぞれの工種毎に評価し、工事費内訳による加重平均などの方法によってよいものとする。

※5. 工事比率は必ず入力（小数点以下第2位まで）を入力する。

※6. （参考）品質の評価＝建築工事の評価該当率（％）×建築工事の工事比率＋電気設備工事の評価該当率（％）×電気設備工事の工事比率＋暖冷房衛生設備工事の評価該当率（％）×暖冷房衛生設備工事の工事比率

出来形及び出来ばえ（技術検査官）（4）

	解説
①	設計図書等に規定された機材の品質が承諾図(機器の耐震計算書を含む。)等で、規格がカタログ等で確認できれば評価「レ」し、できなければ空白「□」とする。削除はしない。
②	施工の各段階における、各種の試験や記録の内容が適切であれば評価「レ」し、適切でなければ空白「□」とする。削除はしない。
③	機材、施工の品質確認を行っていることが書面等で確認できれば評価「レ」し、できなければ空白「□」とする。削除はしない。
④	配管の試験(耐圧、水圧、通水等)、動作、絶縁抵抗等個々の施工に関する試験等に合格していることが試験成績書等で確認でき適切な施工であれば評価「レ」し、適切でなければ空白「□」とする。削除はしない。
⑤	設計図書等に規定された性能及び機能(空調温・湿度、監視制御、風量、水量、騒音値、飲料水水質等、運転状態（EV）、安全装置の作動等（EV）)の確認方法に工夫があり、記録の内容が設計図書を満足していれば評価「レ」し、満足していなければ空白「□」とする。削除はしない。
⑥	埋設部分、隠蔽部分等の不可視部分となる機材の材質、性能、機能等の適切さが工事写真等により確認できれば評価「レ」し、できなければ空白「□」とする。削除はしない。
⑦	中間検査や既済検査で確認された良好な施工品質、創意工夫が完成検査時に継続して確認できれば評価「レ」し、できなければ空白「□」とする。中間検査や既済検査がない場合は削除（対象を空白「□」）とする。
⑧	※その他を評価項目に加える場合は、必ず理由を記入する。適用以外は削除（対象を空白「□」）とする。

※1．目的物の品質の水準を評価すること。

※2．品質の対象として、「製品・機材」と「施工が完了したもの（システムを含む）」がある。

※3．品質の検査は、工事目的物の品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比することにより技術的な評価を行うものとする。

※4．デザインビルド方式等で建築工事・電気設備工事・暖冷房衛生設備工事等が2工種以上複合している工事については、それぞれの工種毎に評価し、工事費内訳による加重平均などの方法によってよいものとする。

※5．工事比率は必ず入力（小数点以下第2位まで）を入力する。

※6．（参考）品質の評価＝建築工事の評価該当率（%）×建築工事の工事比率＋電気設備工事の評価該当率（%）×電気設備工事の工事比率＋暖冷房衛生設備工事の評価該当率（%）×暖冷房衛生設備工事の工事比率

出来形及び出来ばえ（技術検査官）（5）

	解説
①	品質や性能を満足しているもののうち、全般的な仕上がり状態の調和を評価する。単に納まりや仕上げの均一性、平坦性が良いだけでなく、保全性や安全性をも考慮されており、きめ細かな施工がなされていれば評価「レ」し、なされていなければ空白「□」とする。削除はしない。
②	品質や性能を満足しているもののうち、関連工事（密接に関係する工事や工種をいう。）との調和がなされているかを評価する。また、既存部分との調整が功をなし調和されていれば評価「レ」する。調和されていなければ空白「□」とする。削除はしない。
③	品質や性能を満足しているもののうち、利用や安全を考慮し、納まりや仕上がり状態が良好であれば評価「レ」し、なければ空白「□」とする。削除はしない。
④	品質や性能を満足しているもののうち、既存部分や関連工事との全般的な仕上がり状態の調和がとれていれば評価「レ」し、とれていなければ空白「□」とする。削除はしない。
⑤	工事目的物の造りこみが優れており、全体的な美観が特に良好なものを評価「レ」する。該当しなければ削除（対象を空白「□」）とする。
⑥	予防保全に効果のある施工を施している場合、一例として、模様替えや維持清掃しやすい割付けや納まり、止水向上のため継目無しなどの工夫した施工が確認できれば評価「レ」し、できなければ空白「□」とする。 また、部分改修などで、既存部分と調和を崩すことなく修繕や模様替えし易い納まりや工夫が確認できれは評価「レ」する。該当しなければ削除（対象を空白「□」）とする。
⑦	※その他を評価項目に加える場合は、必ず理由を記入する。適用以外は削除（対象を空白「□」）とする。

※1．全体的な仕上がり状態、機能を評価する。

※2．出来ばえの評価は、全体的な仕上がり状態、形状、配置及び関連工事との調和、目的物としての機能などについて、観察、計測等により技術的な評価を行うものとする。

※3．デザインビルド方式等で建築工事・電気設備工事・暖冷房衛生設備工事等が2工種以上複合している工事については、それぞれの工種毎に評価し、工事費内訳による加重平均などの方法によってよいものとする。

※4．工事比率は必ず入力（小数点以下第2位まで）を入力する。

※5．（参考）出来ばえの評価＝建築工事の評価該当率（%）×建築工事の工事比率＋電気設備工事の評価該当率（%）×電気設備工事の工事比率＋暖冷房衛生設備工事の評価該当率（%）×暖冷房衛生設備工事の工事比率

出来形及び出来ばえ（技術検査官）（6）

	解説
①	次の項目に概ね該当すれば評価「レ」し、指示事項が広範囲又は多数該当する場合は空白「□」とする。削除はしない。①機材に傷、へこみ、錆等がない。②盤内、天井内配線等の整線が良く、清掃が行き届いている。③表示等（銘板、表示札、埋設標等）の取り付けにおいて、内容、箇所数、位置等が良好である。④増改設等（スペース、予備等）に対する措置が特に配慮されている。
②	次のような項目に概ね該当すれば評価「レ」し、指示事項が広範囲又は多数該当する場合は空白「□」とする。削除はしない。①関連工事(工種)との調整がなされており、全体的に納まり、見ばえ、使い勝手等が良い。②器具の色合いなどについて事前に調整している。③器具等の設置位置をタイル・天井目地に合わせるなどの配慮がある。④既存庁舎（色合い、取合い、保護協調等）との調整がなされ良好である
③	設計図書に規定された運転状態、性能が十分満足できるレベルであれば評価「レ」し、最低限の場合は空白「□」とする。削除はしない。
④	次のような項目に該当すれば評価「レ」し、対策が全く見られない場合は空白「□」とする。削除はしない。①グリーン購入法の対象機材は、より環境負荷が小さいもの、または成績係数が高いものを使用した。②盤内配線にEMケーブルを使用した。③請負者の提案により、リサイクル材を使用した。
⑤	次の項目に概ね該当すれば評価「レ」し、指示事項が広範囲又は多数該当する場合は空白「□」とする。削除はしない。①機器・配管・配線等の納まりが良く、検討不足による危険な箇所や障害物が無い。②施工上避けられない危険な箇所には、保護材や手すり、注意喚起の表示などが取り付けてある。③施設保全マニュアル、保全指導書、取扱説明書等の内容が適切である。(単に製造者の取扱説明書をファイルしたものは不可。)④運転または操作(異常・非常時を含む。)に関して、施設利用者への対応が適切である。⑤保守点検スペースが適切である。⑥点検口の位置及び数が適切である。⑦予備品、工具等が保守点検を考慮したものになっている。
⑥	※その他を評価項目に加える場合は、必ず理由を記入する。適用以外は削除（対象を空白「□」）とする。

※1. 全体的な仕上がり状態、機能を評価する。

※2. 出来ばえの評価は、全体的な仕上がり状態、形状、配置及び関連工事との調和、目的物としての機能などについて、観察、計測等により技術的な評価を行うものとする。

※3. デザインビルド方式等で建築工事・電気設備工事・暖冷房衛生設備工事等が2工種以上複合している工事については、それぞれの工種毎に評価し、工事費内訳による加重平均などの方法によってよいものとする。

※4. 工事比率は必ず入力（小数点以下第2位まで）を入力する。

※5. （参考）出来ばえの評価＝建築工事の評価該当率（%）×建築工事の工事比率＋電気設備工事の評価該当率（%）×電気設備工事の工事比率＋暖冷房衛生設備工事の評価該当率（%）×暖冷房衛生設備工事の工事比率

出来形及び出来ばえ（技術検査官）（7）

	解説
①	次のような項目に概ね該当すれば評価「レ」し、指示事項が広範囲又は多数該当する場合は空白「□」とする。削除はしない。①機材に傷、へこみ、錆等がない。②保温・塗装の仕上げが良く、手直しがほとんどない。③ダクトの吊りボルト切り口を吊り金物の形鋼内に納め、形鋼の角が落としてある。④(本工事の場合)機器等のコンクリート基礎の仕上げが良い。⑤機器名称及び配管識別表示、バルブ札等の取り付けが適切である。⑥現場の清掃が行き届いている。
②	次のような項目に概ね該当すれば評価「レ」し指示事項が広範囲又は多数該当する場合は空白「□」とする。削除はしない。①関連工事(工種)または既存部分との調整がなされており、全体的に納まり、見ばえ、使い勝手等が良い。②器具の色合いなどについて事前に調整している。③器具等の設置位置をタイル・天井目地に合わせるなどの配慮がある。
③	設計図書に規定された運転状態、性能が十分満足できるレベルであれば評価「レ」し、最低限の場合は空白「□」とする。削除はしない。
④	次のような項目に該当すれば評価「レ」し、対策が全く見られない場合は空白「□」とする。削除はしない。①グリーン購入法の対象機材は、より環境負荷が小さいもの、または成績係数が高いものを使用した。②盤内配線にEMケーブルを使用した。③請負者の提案により、リサイクル材を使用した。
⑤	次の項目に概ね該当すれば評価「レ」し、指示事項が広範囲又は多数該当する場合は空白「□」とする。削除はしない。①機器・配管・ダクト等の納まりが良く、検討不足による危険な箇所や障害物が無い。②保守上避けられない危険な箇所には、保護材や手すり、注意喚起の目印などが取り付けてある。③施設保全マニュアル、保全指導書、取扱説明書等の内容が適切である。(単に製造者の取扱説明書をファイルしたものは不可。)④運転または操作(異常・非常時を含む。)に関して、施設利用者への対応が適切である。⑤保守点検スペースが適切である。⑥点検口の位置及び数が適切である。⑦適切な場所に設備保守用のはしご、タラップ、キャットウォーク、コンセント、水栓等が設置されている。⑧予備品、工具等が保守点検を考慮したものになっている。
⑥	※その他を評価項目に加える場合は、必ず理由を記入する。適用以外は削除（対象を空白「□」）とする。

※1. 全体的な仕上がり状態、機能を評価する。

※2. 出来ばえの評価は、全体的な仕上がり状態、形状、配置及び関連工事との調和、目的物としての機能などについて、観察、計測等により技術的な評価を行うものとする。

※3. デザインビルド方式等で建築工事・電気設備工事・暖冷房衛生設備工事等が2工種以上複合している工事については、それぞれの工種毎に評価し、工事費内訳による加重平均などの方法によってよいものとする。

※4. 工事比率は必ず入力（小数点以下第2位まで）を入力する。

※5. （参考）出来ばえの評価＝建築工事の評価該当率（%）×建築工事の工事比率＋電気設備工事の評価該当率（%）×電気設備工事の工事比率＋暖冷房衛生設備工事の評価該当率（%）×暖冷房衛生設備工事の工事比率